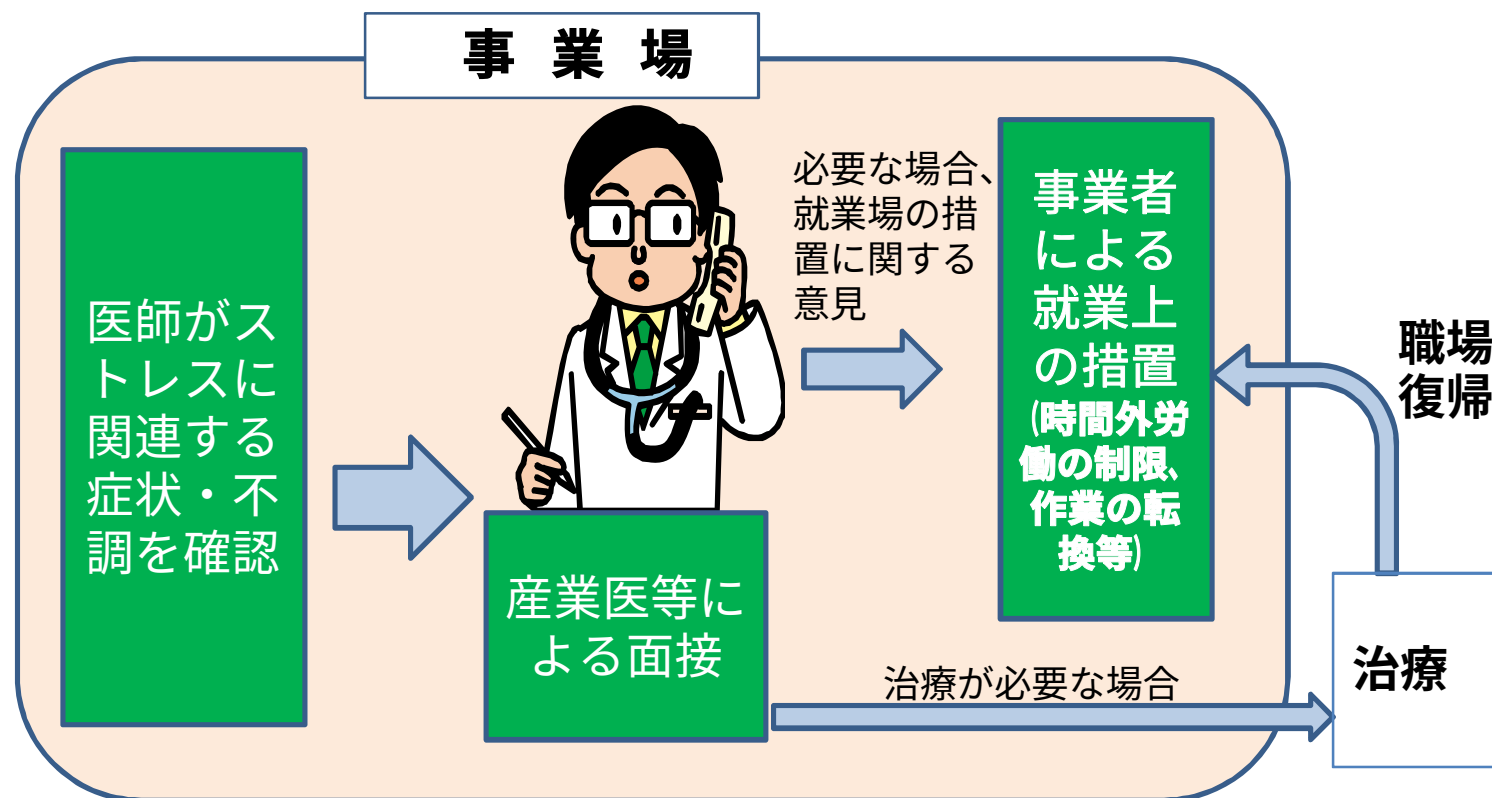


新しいメンタルヘルス対策の面接等とは

資料 2

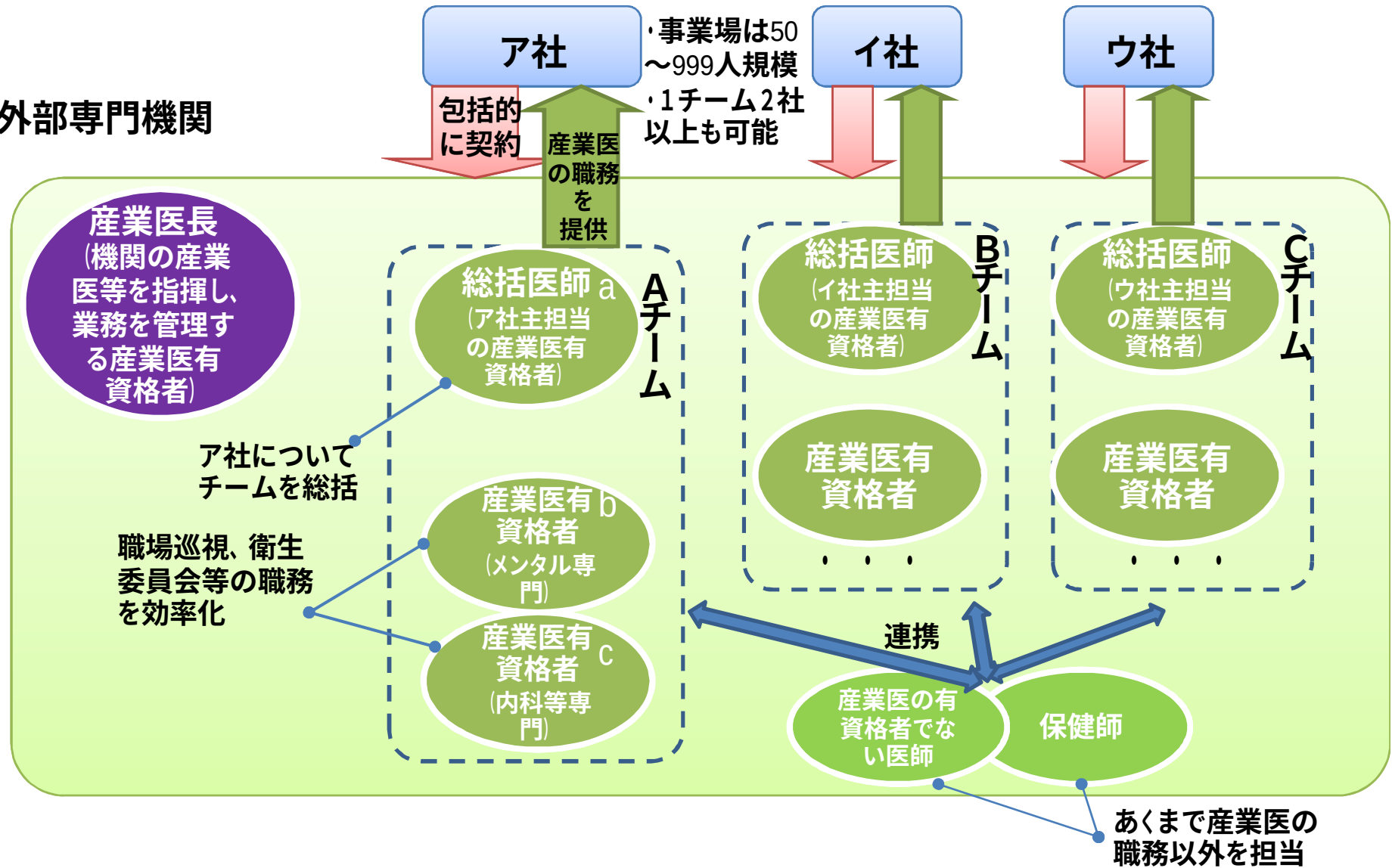


「職場におけるメンタルヘルス対策検討会報告書」の提案に基づき、新しいメンタルヘルス対策の導入について、労働政策審議会で審議が行われている。

- ① 一般定期健康診断に併せて医師が労働者のストレスに関連する症状・不調を確認。
- ② 医師が必要と判断した者に対し、産業医等が面接を行い、必要に応じ、就業上の措置に関する意見を述べる。
- ③ 事業者が産業医等の意見を勘案して就業上の措置を講じる。

外部専門機関のイメージ

外部専門機関

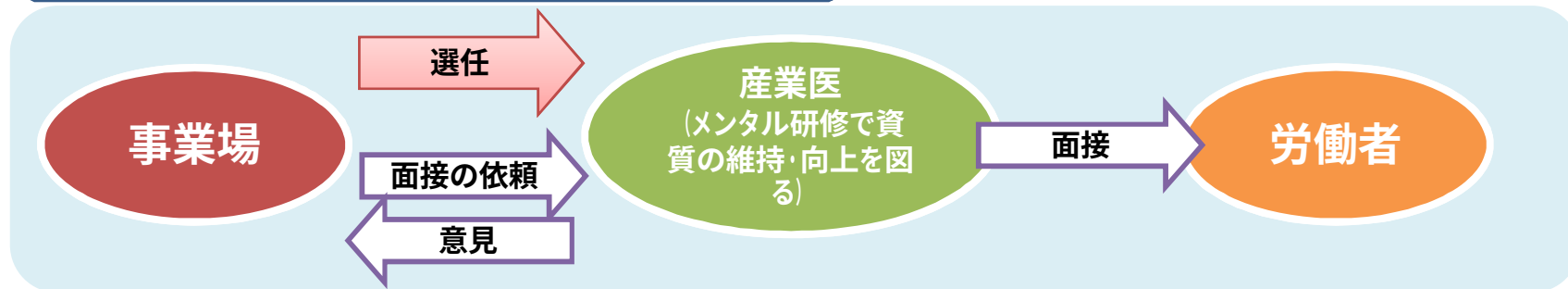


現行のままメンタルヘルス面接等が導入された場合の問題点

パターン1：既に選任された産業医（開業医・勤務医）がいて面接が行われる場合

1-1 産業医が面接等も実施する

→ 産業医選任の流れ → 面接等の流れ



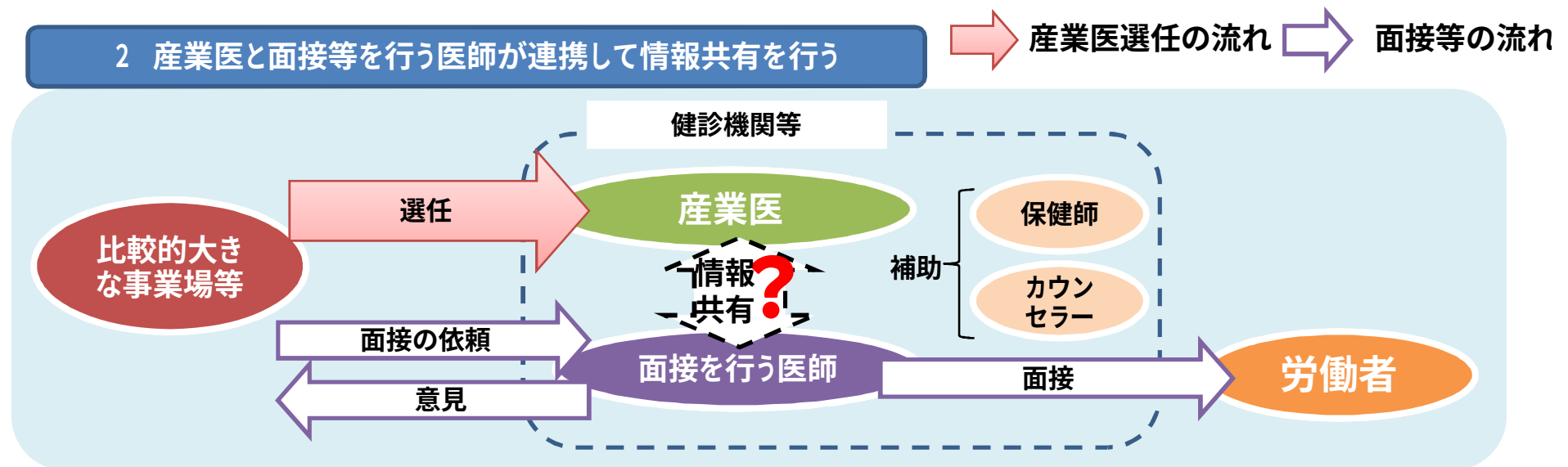
- 事業場の実情に精通し、メンタルヘルスに関する知識等を有する産業医が面接等を行うことが、心身の一体的な健康管理のために望ましい。

1-2 産業医と別の医師が面接等を実施する



- 嘱託産業医がメンタルヘルスに関する知識を十分に有しない場合等には、他の医師が面接等を実施し、面接等を実施する医師と産業医が連携することも想定される。
- しかし、異なる組織に所属する医師間で十分な情報共有を図ることは一般に困難である。

パターン2:既に選任された産業医(健診機関等の所属)がいて、面接等を行う医師と役割分担を行う場合



- 健診機関等の医師が嘱託産業医となり、当該機関の別の医師がメンタルヘルスの面接等を行う場合、面接等を行う医師と産業医との間で事業場や個々の労働者についての十分な情報共有が行われれば適切に行われる。
- しかし、現行制度上、機関内での医師等との間の情報共有は任意のものであり、さらに、機関の管理者による調整や監督が行われる担保がない。

パターン3：面接の実施に当たって産業医の関与が希薄な場合

3 医師が実質的に面接等に関与しない

→ 産業医選任の流れ → 面接等の流れ

